

1 都市農地に係る税制についての意見

平成 27 (2015) 年 4 月の都市農業振興基本法の制定のもと、都市農地の保全についての制度改正が進んでいます。平成 30 (2018) 年 9 月に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、相続税納税猶予制度適用農地での貸借が可能となったことや、特定生産緑地制度（平成 29 (2017) 年 6 月「生産緑地法」一部改正）が創設されたこと等、都市農地に係る法制度に新たな方向性が示されましたが、農業振興についての議論において、依然として課題となっているのが税制の問題です。

本市は、三大都市圏に位置し、土地の資産価値も高い水準にある中で、農業者が農業を営んでいる現状にあります。そして、その資産価値は固定資産税や都市計画税のほか、相続税に直接反映されます。

固定資産税が地価公示価格の 7 割を目途に評価されるのに対し、相続税のそれは 8 割評価となっています。また、相続が生じた場合、生産緑地は終身営農でなければ相続税の納税猶予制度が適用とならないこと等、これらの税制は、農業者が農業を続けるための大きな障害となっています。

税制は、国税はもとより地方税についても、地方税法により仕組みが構築されており、地方公共団体や推進委員会には議論の余地のないところがありますが、税制の仕組みの中で都市において農業が続けられるような措置が必要であることを強くご認識ください。

2 推進委員会委員からの意見

本計画の策定に当たり、推進委員会において、各委員から農業振興に向けた様々な角度からの貴重な意見がされました。

今後、農業振興施策を推進するにあたり、これらの意見も検討事項とし、可能な限り施策に反映することを望みます。

| 基本方針 | 意見 |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2) 多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業経営 | <ul style="list-style-type: none"> ・不使用となっている農業機械の新規就農者等への無料貸借を斡旋する仕組みづくり ・主に、定年後に新規就農し、親子間での技術継承が難しい農業者が、孤立せずに周囲の農業者の協力を得やすい環境や、JA・農業委員会・都からバックアップを受けられる体制づくり ・特に、ボランティアのマッチングにおける庁内の連携強化（特にシルバー人材の活用との連携） ・経営面積が小さくても、売上向上に対する意欲を高めるような施策 ・近年の気候変動や異常気象による農業経営への影響及びそれらへの対応策等への助成 |
| (3) 農地の保全と活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・十分に管理されていない農地について、単に市民農園等としての利用だけでなく、農地の持つ多様性を活かした利用 ・高齢者対策における農の多面的機能の活用 |